

耐震診断や耐震改修を行う

住宅の耐震性に不安がある



耐震診断と耐震改修工事に対して、補助金を交付しています。

戸田市既存住宅耐震診断・改修補助金制度



防災資器材を購入する

マンション・事業所において、地域の防災力向上を図る



防災資器材の購入費用を補助しています。

戸田市マンション及び事業所防災資器材整備補助金制度



ブロック塀を撤去する

倒壊の恐れのあるブロック塀等がある



ブロック塀等の撤去・築造等に対し、その費用の一部を補助しています。

戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助制度



生け垣・緑化フェンス・緑地帯を設置する



生け垣等の緑化に対し、奨励補助金を交付しています。

戸田市生け垣等設置奨励補助金制度



近隣で火災が発生した場合 通報・初期消火・避難 「命を最優先」



火災をみつけたら、誰かが通報しているだろうと思わず、119番通報しましょう。



隣近所の住人に火災発生を知らせ、避難を呼びかけましょう。



消火器などを活用して初期消火を行いましょう。天井まで火が燃え広がったら消火は困難なため、無理せず早めに避難しましょう。避難までに余裕がある場合は、類焼防止のため雨戸や窓を閉めましょう。

川岸地区に関するお知らせ

川岸地区は、平成15年度に国から「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」として公表されました。

これを受け、川岸地区まちづくり推進協議会(平成9年度～平成27年度)を中心に、地区の皆さまが主体となり、市と連携しながら防災まちづくりを進めてきました。

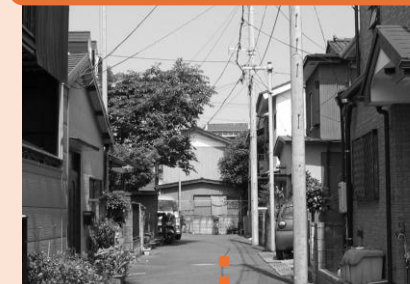
川岸さつき通り広場の整備等により、震災時の避難経路が確保されるなど安全性が向上したことから、重点的な整備事業は令和7年度末をもって終了します。

今後も、地域の皆さまが震災時に備えられるよう、災害に強いまちづくりを進めていきます。

オリンピック通りへの通り抜け



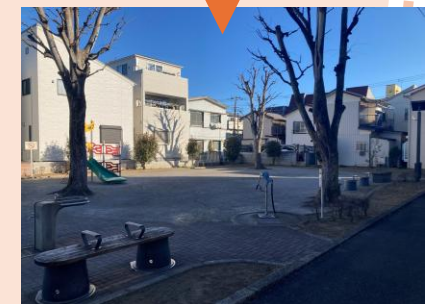
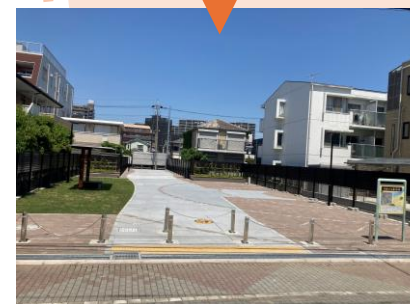
東西方向に多い行き止まり道路



川岸児童遊園地(身近な防災拠点)



変わりました！



こんな時は…

建物を新築・増改築する場合など…



地区計画の届出が必要です！
工事着手30日前まで(建築確認申請前)に市に届出を提出してください。

川岸地区地区計画届出の手引



空き家になった場合…



市内の空き家に関する情報を市ホームページ等で公開し、空き家を「売りたい」所有者の方と、空き家を「買いたい」購入希望者の方のマッチングをしています。

戸田市空き家バンク



川岸地区 避難 マップ



①川岸さつき通り広場

さつき通りから北側に脱出する経路です。上下式の車止めを下げることで、消防車などの通り道、避難の際の逃げ道として利用できます。※広場内に耐震性防火貯水槽があります。



②通り抜け道路

川岸地区の中央付近を東西方向に脱出する経路です。車止めを外すことで、消防車などの通り道、避難の際の逃げ道として利用できます。かまどに変身するイスが2つあります。



③川岸みんなの広場

かまどやトイレに変身するイス、電源(ソーラー照明灯に設置)などの防災設備があります。電気が使えなくなったときでも利用できます。



④川岸げんきミニパーク

トイレに変身するイスが2つあります。水道が使えなくなったときでも利用できます。



⑤川岸公園

町会会館が隣接する公園であり、普段から使えるトイレのほかに、町会の防災倉庫や土のうステーションがあります。



戸田市 土のう 積み方



↔: 避難経路 ■: 一時的な避難場所 🚒: 街角消火器設置場所

かまど
スツール
(② ③)



収納
ベンチ
(① ③)



トイレ
スツール
(③ ④)



手洗い場
(① ③ ⑤)



電源
(③)



トイレ
(③ ⑤)



自分たちでできる災害の備え

火災などの災害に対し、日ごろから予防や、いざ発生した際の備えに取り組みましょう！



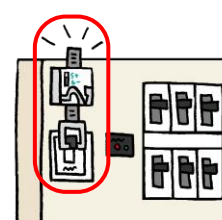
近くで火災などが発生したときに、どこに避難すればよいか、ご家庭で話し合しましょう。



最低限必要な貴重品は、避難の際に、すぐに持ち出せるよう日頃から準備しましょう。



付近の消火器の場所を確認し、使用できるよう日頃から心がけましょう。また、消火栓等付近への駐車はご遠慮ください。



地震時に起こりやすい通電火災を防ぐため、電気を自動で止める感震ブレーカーの設置を検討しましょう。



毎年11月9日は市内一斉住宅用火災警報器点検の日です。定期的に点検しましょう。

戸田市住宅用火災警報器
の取付サービス



住宅用火災警報器を設置したいけど天井に取付けるのが大変な高齢者(65歳以上)や、障がい者世帯を対象として、消防職員が皆さまのお宅へ訪問して取付のお手伝いをします。